



茨 城 県 報

第 1 3 0 2 号

平成13年10月 4 日

木 曜 日

目 次

告 示

ページ

- 介護機関の指定 (厚生指導課) 1
- 介護機関の変更 (厚生指導課) 2
- 大規模小売店舗の新設の届出 (商業流通課) 2
- 大規模小売店舗の変更の届出 (3件) (商業流通課) 3
- 漁船損害等補償法に基づく付保義務の消滅 (漁政課) 6
- 土地収用法による事業の認定 (用地課) 6
- 土地収用法に基づく手続開始の申立て (用地課) 7
- 道路の区域の変更 (道路維持課) 7
- 道路の供用の開始 (3件) (道路維持課) 8
- 都市計画事業の認可 (公園街路課) 9
- 軽油引取税に係る特約業者の指定取消し (2件) (県税事務所) 9

公 告

- 都市計画の図書の縦覧 (都市計画課)10
- 開発行為の工事完了 (3件) (建築指導課)10
- 道路の位置の指定 (4件) (建築指導課)11
- 軽油引取税に係る免税証の無効 (2件) (県税事務所)12

告 示

茨城県告示第1051号

生活保護法 (昭和25年法律第144号) 第54条の2の規定による介護機関について、次のとおり指定した。

平成13年10月 4 日

茨城県知事 橋 本 昌

名 称	コード	所 在 地	サ ー ビ ス の 種 類	開 設 者	指 定 年 月 日
石岡市医師会指定通所介護 「みなみ」	0870500295	石岡市南台 2 丁目12- 6	通所介護	社団法人 石岡市医師 会	平成13年 9 月26日

コード 名 称	所 在 地	サービ スの 種 類	開 設 者	指 定 年月日
0871200143 居宅介護支援事業所くじらヶ丘	常陸太田市田渡町855-1	居宅介護 支援事業	医療法人 慈仁会	平成13年 9月26日
0871400115 有限会社 七福神 高萩介護支援ステーション	高萩市安良川1712番地	居宅介護 支援事業	有限会社 七福神	平成13年 9月26日
0871400123 有限会社 七福神 高萩ヘルパーステーション	高萩市安良川1712番地	訪問介護	有限会社 七福神	平成13年 9月26日
0871600128 指定痴呆性老人グループホームかさまグリーンハウス	笠間市福田3199番地	痴呆対応 型共同生 活介護	社会福祉法人 尚生会	平成13年 9月26日
0872100359 指定居宅介護支援事業所 ケアプランひたちなか	ひたちなか市中根4822番地1	居宅介護 支援事業	有限会社 介護の窓口	平成13年 9月26日
0873800494 ヘルパーステーション ゴーエン美浦	稲敷郡美浦村宮地678番地	訪問介護	医療法人 美湖会	平成13年 9月26日
0874100159 昊栄レンタルサービス	真壁郡協和町門井1970-4	福祉用具 貸与	有限会社 昊栄	平成13年 9月26日
0874200207 J A 常総ひかりヘルパーステーション	結城郡八千代町若1477番地	居宅介護 支援事業	常総ひかり農業協同組合	平成13年 9月26日
0870200094 アイリスケアセンター日立	日立市助川町2丁目6-22	通所介護	株式会社 ニチイ学館	平成13年 9月26日

茨城県告示第1052号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項の規定に基づき、下記のとおり届出があったので、同法第55条の2第2項の規定により告示する。

平成13年10月 4 日

茨城県知事 橋 本 昌

申請(開設)者 の 名 称	指定時の事 業所の名称	指定時の事業 所の所在地	サービ スの 種 類	変更事項	コード	変更等 年月日	区分
株式会社ニチイ 学館	アイリスケアセン ター日立	日立市若葉町 1-17-5 前野ビル1F	居宅介護 支援事業、 訪問入浴 介護、訪 問介護	(所在地) 日立市 助川町2丁目 6-22	0870200094	平成13年 4月16日	変更

茨城県告示第1053号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第5条第1項の規定による大規模小売店舗の新設の届出について、同条第3項の規定に基づき次のとおり公告する。

その関係書類は、本日から4月間茨城県商工労働部商業流通課及び鹿行地方総合事務所商工労働課において縦覧に供する。

なお、この公告に係る大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持の見地からの意見を述べようとする者は意見を本日から4月以内に茨城県鹿行地方総合事務所商工労働課に到着するよう提出してください。

平成13年10月 4 日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 届出者氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(1) 名称及び代表者氏名

株式会社 ベイシア

代表取締役 土 屋 嘉 雄

(2) 住所

群馬県伊勢崎市下道寺町510番地

2 届出事項の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

ベイシア玉造店

行方郡玉造町字大町642-1 外

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

氏 名 又 は 名 称	住 所	代表者氏名
株式会社ベイシア	群馬県伊勢崎市下道寺町510番地	土 屋 嘉 雄
未定	未定	未定

(3) 大規模小売店舗の新設をする日

平成14年11月 1 日

(4) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

10,067㎡

(5) 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

ア 駐車場の収容台数 798台

イ 駐輪場の収容台数 40台

ウ 荷さばき施設の面積 280㎡

エ 廃棄物等の保管施設の容量 66㎡

(6) 大規模小売店舗の施設の運営に関する事項

ア 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

(開店時刻) 午前 9 時

(閉店時刻) 午後 8 時30分

イ 来客が駐車場を利用することができる時間帯

午前 8 時30分～午後 9 時

ウ 駐車場の出入口の数

15箇所

エ 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

午前 6 時～午後 8 時30分

3 届出年月日

平成13年 9 月18日

茨城県告示第1054号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第 6 条第 1 項の規定による大規模小売店舗の変更の届出について、同条第 3 項において準用する同法第 5 条第 3 項の規定に基づき次のとおり公告する。

その関係書類は、本日から 4 月間茨城県商工労働部商業流通課及び県北地方総合事務所商工労政課において縦覧に

供する。

なお、この公告に係る大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持の見地からの意見を述べようとする者は意見を本日から 4 月以内に茨城県県北地方総合事務所商工労政課に到着するよう提出してください。

平成13年10月 4 日

茨城県知事 橋 本 昌

1 届出者氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(1) 名称及び代表者氏名

株式会社 伊勢基本社

代表取締役 綿 引 昭 好

(2) 住所

水戸市泉町 2 丁目 3 番 2 号

2 届出事項の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

常陸太田ショッピングセンター

常陸太田市埴町2952 外

(2) 変更した事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前) ジャスコ株式会社

代表取締役 岡 田 元 也

東京都千代田区神田錦町 1 丁目 1 番地

(変更後) イオン株式会社

代表取締役 岡 田 元 也

千葉県千葉市美浜区中瀬 1 丁目 5 番地 1

(3) 変更の年月日

平成13年 8 月21日

(4) 変更する理由

社名変更のため

3 届出年月日

平成13年 9 月18日

茨城県告示第1055号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第 6 条第 1 項の規定による大規模小売店舗の変更の届出について、同条第 3 項において準用する同法第 5 条第 3 項の規定に基づき次のとおり公告する。

その関係書類は、本日から 4 月間茨城県商工労働部商業流通課及び県北地方総合事務所商工労政課において縦覧に供する。

なお、この公告に係る大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持の見地からの意見を述べようとする者は意見を本日から 4 月以内に茨城県県北地方総合事務所商工労政課に到着するよう提出してください。

平成13年10月 4 日

茨城県知事 橋 本 昌

1 届出者氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(1) 氏名

勝 村 巖 男

(2) 住所

水戸市堀町1021

2 届出事項の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

ウエルマート堀町店

水戸市堀町1020 外

(2) 変更した事項

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(変更前)

氏 名 又 は 名 称	住 所	代 表 者 氏 名
ジャスコ株式会社	東京都千代田区神田錦町 1 丁目 1 番地	岡 田 元 也
金澤留造酒店	水戸市袴塚 3 丁目 9 番 8 号	金 澤 徳 弘

(変更後)

氏 名 又 は 名 称	住 所	代 表 者 氏 名
イオン株式会社	千葉県千葉市美浜区中瀬 1 丁目 5 番地 1	岡 田 元 也

(3) 変更の年月日

平成13年 8 月21日

(4) 変更する理由

社名変更及び小売業者の入れ替えのため

3 届出年月日

平成13年 9 月18日

茨城県告示第1056号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第 6 条第 2 項の規定による大規模小売店舗の変更の届出について、同条第 3 項において準用する同法第 5 条第 3 項の規定に基づき次のとおり公告する。

その関係書類は、本日から 4 月間茨城県商工労働部商業流通課及び県北地方総合事務所商工労政課において縦覧に供する。

なお、この公告に係る大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持の見地からの意見を述べようとする者は意見を本日から 4 月以内に茨城県県北地方総合事務所商工労政課に到着するよう提出してください。

平成13年10月 4 日

茨城県知事 橋 本 昌

1 届出者氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

(1) 名称及び代表者氏名

株式会社 伊勢基本社

代表取締役 綿 引 昭 好

(2) 住所

水戸市泉町 2 丁目 3 番 2 号

2 届出事項の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

常陸太田ショッピングセンター

常陸太田市埜町2952 外

(2) 変更しようとする事項

ア 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

(変更前) 開店時刻 午前10時

閉店時刻 午後10時

(変更後) 24時間営業

イ 来客が駐車場を利用することができる時間帯

(変更前) 第 1 駐車場 午前 9 時45分～午後10時15分

第 2 駐車場 午前 9 時45分～午後 9 時15分

(変更後) 第 1 駐車場 24時間

第 2 駐車場 午前 9 時45分～午後 9 時15分

(3) 変更する年月日

平成13年 9 月21日

(4) 変更する理由

来客からの要望に応えるため。

3 届出年月日

平成13年 9 月18日

~~~~~  
**茨城県告示第1057号**

漁船損害等補償法（昭和27年法律第28号）第113条の 2 第 1 項第 1 号の規定により次の付保義務は消滅したので、同法第113条の 2 第 2 項及び漁船損害等補償法施行規則（昭和27年農林省令第18号）第26条の 3 の規定により告示する。

平成13年10月 4 日

茨城県知事 橋 本 昌

平成 9 年 9 月25日付け茨城県告示第1034号  
~~~~~

茨城県告示第1058号

土地収用法（昭和26年法第219号）第20条の規定に基づき事業の認定をしたので、同法第26条第 1 項の規定により、次のとおり告示する。

平成13年10月 4 日

茨城県知事 橋 本 昌

1 起業者の名称 石下町

2 事業の種類 (仮称) 石下町統合幼稚園建設事業

3 起業地

(1) 収用の部分

茨城県結城郡石下町大字新石下字砂田地内

(2) 使用の部分

なし

4 土地収用法第26条の2第2項の規定による図面の縦覧場所

石下町教育委員会

茨城県告示第1059号

土地収用法（昭和26年法律第219号）第34条の3の規定により、次のとおり収用又は使用の手続の開始を告示する。

平成13年10月 4 日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 起業者の名称 日本鉄道建設公団
- 2 事業の種類 常磐新線秋葉原・つくば間線路建設工事及びこれに伴う附帯工事
- 3 手続が開始される土地

収用の手続が開始される土地

茨城県筑波郡谷和原村大字南字海老原地内

同県つくば市大字片田字本割西及び字向山本割，大字上萱丸字八抜方，字宅地附，字笹原及び字瀬戸，大字下萱丸字出し山，大字島名字前野，字関ノ台及び字上長丁，大字面野井字面野井，字観音堀，字北ノ前，字作合及び字中田，大字葛城根崎字天神浦並びに大字荻間字洞ノ上地内

使用の手続が開始される土地

茨城県筑波郡谷和原村大字南字海老原地内

同県つくば市大字片田字本割西及び字向山本割，大字上萱丸字八抜方，字宅地附，字笹原及び字瀬戸，大字下萱丸字出し山，大字島名字前野，字関ノ台及び字上長丁，大字面野井字面野井，字観音堀，字北ノ前，字作合及び字中田，大字葛城根崎字天神浦並びに大字荻間字洞ノ上地内

4 手続が開始される土地を表示する図面の縦覧場所

谷和原村役場，つくば市役所

茨城県告示第1060号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、平成13年10月 4 日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成13年10月 4 日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名及び道路の区域

路線名	区 間	旧新の別	敷地の幅員	延 長	摘 要
茨 城 鹿島線	鹿島郡銚田町大字大和田字新田後 585番1地先から	(A)	メートル 最大 23.2	メートル 1,952	
	鹿島郡銚田町大字上富田字沢田 31番1地先まで		最小 4.3		
	鹿島郡銚田町大字大和田字新田後 583番1地先から	(B)	最大 50.7	1,650	
	鹿島郡銚田町大字上富田字外山 575番31地先まで		最小 14.0		

路線名	区 間	旧新の別	敷地の幅員	延 長	摘 要
茨 城 鹿島線	鹿島郡銚田町大字大和田字新田後 583番1地先から	新 (B+C)	メートル 最大 50.7	メートル 2,402	区域延伸, 旧道 移管及び区域除 外
	鹿島郡銚田町大字上富田字沢田 31番1地先まで		最小 4.3		
水 戸 神栖線	鹿島郡銚田町大字大和田字新田後 585番1地先から	旧 (A)	最大 23.2	1,926	
	鹿島郡銚田町大字上富田字沢田 31番1地先まで		最小 4.3		
大和田 桃 浦 停車場 線	鹿島郡銚田町大字大和田字新田後 583番1地先から	新 (B)	最大 50.7	2,402	区 域 振 替 え
	鹿島郡銚田町大字上富田字沢田 31番1地先まで		最小 4.3		
大和田 桃 浦 停車場 線	鹿島郡銚田町大字大和田字新田後 585番1地先から	旧	最大 —	—	
	鹿島郡銚田町大字大和田字大道添 181番1地先まで		新		

~~~~~

#### 茨城県告示第1061号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、平成13年10月4日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成13年10月4日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 路 線 名 県道 河内竜ヶ崎線
- 2 供用開始の区間 龍ヶ崎市字川余郷4590番地先から  
龍ヶ崎市字六斗蒔7764番1地先まで
- 3 供用開始の期日 平成13年10月5日

~~~~~

茨城県告示第1062号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、平成13年10月4日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

平成13年10月4日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 路 線 名 県道 小川川島停車場線
- 2 供用開始の区間 下館市大字小川字本田1212番1地先から
下館市大字小川字前原1755番2地先まで
- 3 供用開始の期日 平成13年10月4日

~~~~~

#### 茨城県告示第1063号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、平成13年10月4日から30日間茨城県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。



平成13年10月 4 日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 路 線 名 県道 東山田岩瀬線
- 2 供用開始の区間 真壁郡大和村大字大国玉字南原2508番 1 地先から  
真壁郡大和村大字大国玉字宮前18番 1 地先まで
- 3 供用開始の期日 平成13年10月 4 日

茨城県告示第1064号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第59条第 1 項の規定により都市計画事業を認可したので、同法第62条第 1 項の規定に基づき次のとおり告示する。

平成13年10月 4 日

茨城県知事 橋 本 昌

- 1 施行者の名称  
日立市
- 2 都市計画事業の種類及び名称  
日立都市計画道路事業  
3・4・99号 下桐木田高野線
- 3 事業施行期間  
平成13年10月 4 日から  
平成18年 3 月31日まで
- 4 事業地
  - (1) 収用の部分  
茨城県日立市若葉町 2 丁目地内
  - (2) 使用の部分  
なし

茨城県告示第1065号

地方税法（昭和25年法律第226号）第700条の 6 の 4 第 3 項の規定により次のとおり軽油引取税に係る特約業者の指定の取消しを行ったので、茨城県県税条例施行規則（昭和34年茨城県規則第107号）第33条の 3 の規定により告示する。

平成13年10月 4 日

茨城県高萩県税事務所長 真 木 秀 明

| 県 名 | 特約業者の氏名又は名称 | 主たる事務所又は事業所の所在地        | 特約業者の指定の取消し年月日 |
|-----|-------------|------------------------|----------------|
| 茨 城 | 株式会社 日立東映商事 | 茨城県日立市鮎川町 2 丁目 8 番 6 号 | 平成13年 9 月19日   |

茨城県告示第1066号

地方税法（昭和25年法律第226号）第700条の 6 の 4 第 3 項の規定により次のとおり軽油引取税に係る特約業者の指定の取消しを行ったので、茨城県県税条例施行規則（昭和34年茨城県規則第107号）第33条の 3 の規定により告示する。

る。

平成13年10月 4 日

茨城県江戸崎県税事務所長 直 江 重 治

| 県 名 | 特約業者の氏名又は名称  | 主たる事務所又は<br>事業所の所在地 | 特約業者の指定の<br>取消し年月日 |
|-----|--------------|---------------------|--------------------|
| 茨 城 | 有限会社 荒井源太郎商店 | 茨城県竜ヶ崎市下町4872       | 平成13年 8 月31日       |

## 公 告

### ●都市計画の図書の縦覧

研究学園都市計画研究施設の変更に伴い、荃崎町から都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項の規定において準用する同法第20条第1項の規定による当該都市計画にかかる図書の写しの送付を受けたので、同法第21条第2項の規定において準用する同法第20条第2項の規定により、当該図書を次の場所において縦覧に供する。

平成13年10月 4 日

茨城県知事 橋 本 昌

#### 1 都市計画の種類

研究施設 5. 筑波研究機関1号ほか1施設

#### 2 縦覧場所

茨城県土木部都市局都市計画課

### ●開発行為の工事完了

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可に係る開発行為について、次の区域の工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により公告する。

平成13年10月 4 日

茨城県知事 橋 本 昌

#### 1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称

東茨城郡美野里町大字中野谷芝山62番5の一部、71番3、字大塚517番1の一部、同番2の一部、同番5の一部、同番10

#### 2 事業主の住所及び氏名

東京都足立区西綾瀬4丁目1番5号

日本ロイヤル株式会社

代表取締役 嵯峨野 弘

#### 1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称

鹿島郡波崎町大字砂山2626番44、2626番45

#### 2 事業主の住所及び氏名

東京都港区芝大門二丁目9-16

(株)ニヤクコーポレーション

取締役社長 田 中 大 三

1 工事を完了した開発区域又は工区に含まれる地域の名称

筑波郡谷和原村大字小絹字上宿152番 1 の一部, 152番 2 の一部, 156番13, 同番15, 同番23の一部, 同番24の一部

2 事業主の住所及び氏名

北相馬郡守谷町松前台二丁目 1 番地 3

新栄住宅株式会社

代表取締役 関 根 慎太郎

●道路の位置の指定

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第 1 項第 5 号に規定する道路の位置を次のとおり指定した。

平成13年10月 4 日

茨城県知事 橋 本 昌

| 指定番号              | 指定年月日        | 申 請 者 |                      | 道 路 の 位 置                          | 道路の幅員及び延長    |               |
|-------------------|--------------|-------|----------------------|------------------------------------|--------------|---------------|
|                   |              | 氏 名   | 住 所                  |                                    | 幅 員          | 延 長           |
| 北総建指令<br>第 1119 号 | 平成13年 9 月21日 | 鶴 田 進 | 西茨城郡友部町大字<br>旭町169番地 | 西茨城郡友部町大字旭<br>町字西原229番 8, 同<br>番 9 | メートル<br>5.86 | メートル<br>33.99 |

| 指定番号              | 指定年月日        | 申 請 者                           |                     | 道 路 の 位 置                                | 道路の幅員及び延長    |               |
|-------------------|--------------|---------------------------------|---------------------|------------------------------------------|--------------|---------------|
|                   |              | 氏 名                             | 住 所                 |                                          | 幅 員          | 延 長           |
| 北総建指令<br>第 1118 号 | 平成13年 9 月21日 | 太陽ハウス<br>株式会社<br>代表取締役<br>宮本 雄造 | 那珂郡那珂町杉644<br>番地の 3 | 東茨城郡常北町大字石<br>塚字長峰926番16, 同<br>番19, 同番21 | メートル<br>4.00 | メートル<br>23.90 |

| 指定番号              | 指定年月日        | 申 請 者                           |                     | 道 路 の 位 置                | 道路の幅員及び延長    |               |
|-------------------|--------------|---------------------------------|---------------------|--------------------------|--------------|---------------|
|                   |              | 氏 名                             | 住 所                 |                          | 幅 員          | 延 長           |
| 西総建指令<br>第 1415 号 | 平成13年 9 月18日 | 株式会社<br>中央ホーム<br>代表取締役<br>中島美津代 | 水海道市橋本町3569<br>番地 7 | 結城郡石下町大字原宿<br>字神明1244番14 | メートル<br>4.50 | メートル<br>72.95 |

| 指定番号              | 指定年月日        | 申 請 者                            |                        | 道路の位置                      | 道路の幅員及び延長                     |               |
|-------------------|--------------|----------------------------------|------------------------|----------------------------|-------------------------------|---------------|
|                   |              | 氏 名                              | 住 所                    |                            | 幅 員                           | 延 長           |
| 西総建指令<br>第 1416 号 | 平成13年 9 月18日 | 有限会社<br>オーエス企画<br>代表取締役<br>岡田 利雄 | 結城郡石下町大字新<br>石下209番地 1 | 結城郡石下町大字新石<br>下字横堤前1464番 9 | メートル<br>(道路敷<br>6.00)<br>5.92 | メートル<br>17.85 |

~~~~~

●軽油引取税に係る免税証の無効

次の軽油引取税免税証は、平成13年 9 月 9 日以降無効とする。

平成13年10月 4 日

茨城県水戸県税事務所長 口 田 勇

用 途	種 類	記号及び番号	枚数	有 効 期 間	販売業者の所在地及び氏名
船 舶	100リットル	G 137327 ～ G 137331	5 枚	平成13年 8 月21日 ～ 平成14年 1 月31日	水戸市田谷町1523 高橋石油店
		G 137048 ～ G 137050	3 枚	平成13年 8 月 1 日 ～ 平成14年 1 月31日	
		G 137052	1 枚		
	50リットル	F 106837	1 枚		
	10リットル	C 115449 ～ C 115450	2 枚		
	500リットル	I 150782 ～ I 150787	6 枚	平成13年 7 月10日 ～ 平成13年12月31日	
	100リットル	G 135679 ～ G 135684	6 枚	平成13年 4 月 1 日 ～ 平成13年 9 月30日	
	10リットル	C 114504 ～ C 114505	2 枚		

~~~~~

●軽油引取税に係る免税証の無効

次の軽油引取税免税証は、平成13年 5 月23日以降無効とする。

平成13年10月 4 日

茨城県土浦県税事務所長 岡 野 嘉 夫

| 用 途 | 種 類     | 記号及び番号   | 枚数  | 有 効 期 間            | 販売業者の所在地及び氏名        |
|-----|---------|----------|-----|--------------------|---------------------|
| 農 業 | 50リットル  | F 602236 | 1 枚 | 平成12年 9 月 1 日<br>～ | 玉里村下玉里456<br>茨城玉川農協 |
|     | 100リットル | G 610970 | 1 枚 | 平成13年 8 月31日       |                     |

毎週月・木曜日発行 (緊急事項は号外発行) (定価送料とも1月)  
(休日の場合は繰下発行) (金 3, 0 6 0 円)

発 行 茨 城 県

購読申込先 〒310-8555 茨城県水戸市笠原町978番6

茨城県総務部総務課

電話番号 029 (301) 1 1 1 1 (代)